

＜通 知 預 金＞ 商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・期間の定めはありません ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です ・元金は解約日に利息とともに払い戻します
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時（払戻時）に一括して支払います ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のものはマル優の取扱いができます ・マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます（個人のみ）
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金は「通知預金規定」によりお取扱します 本規定ご希望の方は窓口までお申し付けください